

●香川県警察本部公告第86号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年4月28日

香川県警察本部長 小林 雅彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

事件管理システム設計・開発及び運用・保守業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による。

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 設計・開発業務の履行期限

令和9年3月31日

(5) 運用・保守業務の委託期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日

(6) 入札方法

入札者は、入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札時まで、入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

県が契約書案の送付をする時まで、下記メールアドレス宛てに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（事件管理システム設計・開発及び運用・保守業務）」とすること。

提出先：kskeijikikaku@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年4月28日から同年5月26日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

郵便番号760-8579 高松市番町四丁目1番10号

香川県警察本部刑事部刑事企画課 刑事指導第二係

電話番号087-833-0110 F A X番号087-833-2675

E-mail kskeijikikaku@pref.kagawa.lg.jp

なお、郵便による入札説明書等の交付を希望する場合は、上記の場所に連絡すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年5月26日まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）に4に示した場所に対し入札説明書等に関する質問書により行うこと（電子メールも可とする）。

回答は、令和8年6月2日から同月5日までの間（午前8時30分から午後5時15分まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、同年6月1日午後5時15分までに、本公告に係る入札説明書交付者全員に対して通知する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和8年6月25日午前10時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 令和8年6月25日午前9時から午前10時まで

(イ) 提出場所 香川県警察本部6階601室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 令和8年6月24日午後5時15分（必着）

(イ) 送付先 4に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

(2) 開札

ア 日時 令和8年6月25日午前10時15分

イ 場所 香川県警察本部警務部会計課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県警察本部6階601室）

7 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、

信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年6月8日午後5時15分までに入札保証金・契約保証金減免申請書を、4に示した場所に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、サイバーセキュリティに関する総合的な判断の結果、入札参加資格を認めないことがあり、この場合において、詳細な理由については開示しない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和8年5月26日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X番号087-833-0352

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者

(6) 事件管理システムの設計・開発業務及び運用・保守業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、9の(6)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を令和8年6月8日午後5時15分までに、4に示した場所に提出（郵便又は信書便の場合は、同日午後5時15分までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。

(3) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年6月19日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為が

ある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、4に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地：4に同じ

17 Summary

(1) Required service(s) or product(s):

Construction, development and system operation, maintenance for the system of managing criminal case

(2) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

10:00 AM on June 25th, 2026

Date and time for hand-delivered submission of tenders:

9:00 AM-10:00 AM on June 25th, 2026

(By mail, tenders must be submitted by 5:15 PM on June 24th, 2026)

(3) Contact point for the notice:

Investigation Planning Section of Criminal Investigation Department,
Kagawa Prefectural Police Headquarters, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken,
760-8579 Japan.

TEL 087-833-0110

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.